

公表日 平成30年1月29日

入札情報

H29 - 公募型指名競争入札

次により、公募型指名競争入札を行いますので、指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類をFAXで送信してください。

なお、送信された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、FAXの受信が直ちに指名につながるものではありません。

また、FAXによる送信が不都合な場合は、持参も可とします。

公募型指名競争入札の解説など

- ・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
- ・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書を2月2日(金) 正午までに提出する必要があります。御注意ください。

1 入札に付する工事	ことでん新駅（三条～太田駅間）駅舎整備工事
2 工事の施工場所	高松市太田下町 地内
3 工事の種類	駅舎新築工事
4 工事概要	建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式、昇降機設備工事一式、土木工事一式
5 履行期間	契約締結日から平成32年3月15日まで
6 予定価格	¥ 951,100,000 - (税抜) ¥ 1,027,188,000 - (税込)
7 工事の保証期間	完了の日から向2年間
8 入札保証金	要しない
9 契約保証金	要する
10 支払条件	(1) 前金払 有り (2) 部分払 有り (3) 完了払 有り

<p>1 1 入札参加条件</p>	<p>(1) 申請日現在、入札参加資格審査申請書が当社に提出されている企業であること。  ※ ただし、本申請と同時に入札参加資格申請書が提出され、審査の結果、当社がその資格を満たしていると判断した場合は、入札参加を認めるものとする。  (2) 過去に全国の鉄道施設工事の施工実績を有すること。</p>
<p>1 2 入札参加申請</p>	<p>入札参加を希望する者は、参加申請書をFAX又は持参すること。  申請受付FAX番号 087-863-0152  ※ FAX送信後、送信した旨の連絡を13参加申請書提出期間中の当社の執務時間中（午前8時30分から午後5時20分まで）に電話連絡すること。  電話番号 087-863-7772</p>
<p>1 3 参加申請書提出期間</p>	<p>平成30年1月29日（月）から同年2月2日（金）正午必着</p>
<p>1 4 指名（非指名）通知</p>	<p>(1) 入札参加資格の有無について、平成30年2月5日（月）までにFAXで送信する。  (2) 指名した者には入札通知書を送信し、指名しなかった者にはその理由を送信する。</p>
<p>1 5 現場説明</p>	<p>実施しない。なお、設計図書については電子データを当社にて手交する。</p>
<p>1 6 質問及び回答</p>	<p>(1) 本工事の内容に質問がある場合は、平成30年2月7日（水）午後5時までに質問書をFAXで送信すること。  質問受付FAX番号 087-863-0152  (2) 質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり閲覧に供する。  なお、質問及び回答が閲覧に供された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、入札しなければならない。  ア 閲覧期間 平成30年2月8日（木）から  同月15日（木）まで  イ 閲覧時間 午前9時から正午まで及び  午後1時から午後5時まで  （閲覧初日に限り、午後1時までに閲覧開始）  ウ 閲覧場所 高松琴平電気鉄道株式会社 技術部</p>

17 入札及び開札	場所	平成30年2月15日（木）午前10時00分
	日時	高松琴平電気鉄道株式会社 本社 1階 東会議室
18 開札立会人	全ての入札参加者が立会いのもと、開札する。	
19 再度入札	無	
20 問い合わせ先	高松琴平電気鉄道株式会社 電話番号 087-863-7772 FAX番号 087-863-0152 E-mail <a href="mailto:m-shirai@kotoden.co.jp">m-shirai@kotoden.co.jp</a>	

#### 【注意事項】

- (1) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合には、当社は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (4) 正当な理由なく、当社社員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。
- (5) 当社は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、当社は、その責めを負わない。

#### 【不当要求行為排除について】

当社では、受注者（当社との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、当社への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、当社が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。

#### 【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。なお、

(5) 以外は法定事項である。

(1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当

たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。  
支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- (5) 本工事の設計は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）に基づき積算しているため、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについても配慮すること。また、下請契約等を締結する場合は、下請等労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- (6) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (7) 上記（1）から（6）までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

# 公募型指名競争入札参加申請書

平成 年 月 日

高松琴平電気鉄道株式会社

代表取締役社長 真鍋 康正 殿

住 所  
(法人にあっては、所在地)  
商号又は名称

代 表 者 氏 名  
名称等が読み取れるように押印してください。

印

TEL \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

次の公募型指名競争入札に参加したいので、入札参加申請書を提出します。

記

件 名	ことでん新駅(三条～太田駅間)駅舎整備工事
-----	-----------------------